

市の健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします

平成 19 年度決算

☎財政課 内線☎ 1571

本年4月1日に施行された、地方公共団体の財政健全化に関する法律(地方公共団体財政健全化法)に基づき、市の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。

この法律では、地方公共団体の実質的な赤字や、公社・関係団体などを含めた実質的な将来負担に係る指標の健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算出し、監査委員の審査を受けて議会に報告、公表することとされています。

平成 19 年度決算に基づき算定した、かすみがうら市の健全化判断比率と資金不足比率は下表のとおりで、すべて基準を下回っている状況です。

■ かすみがうら市の健全化判断比率

(単位：％)

項 目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	12.20	158.00
早期健全化基準	13.29	18.29	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	40.00	35.00	—

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、実質赤字額および実質連結赤字額がないため「－」を記載しています。

■ かすみがうら市の資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業特別会計	—	20.00
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

※資金不足額がないため「－」を記載しています。

各比率が早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることになります。財政再生基準を上回った場合は、財政再生計画を策定し国などの関与による確実な財政再生を図ることになります。

資金不足比率が、経営健全化基準を上回った場合は、経営健全化計画を策定することになります。

市の情報公開・個人情報保護状況をお知らせします

平成 19 年度運用状況

☎総務課 内線☎ 1521

市は、公正で開かれた市政を目指すし、市政への市民参加を促進するため、情報公開条例に基づき情報公開を実施しています。

また、個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いと、市が保有する個人情報の開示請求などの権利を定めています。

総務課（情報公開の窓口）では、情報公開請求や個人情報の開示請求などの受付をはじめ、市政に関する情報についての相談などを行なっています。

情報公開条例・個人情報保護条例では、毎年1回、制度の運用状況を公表することになっており、平成19年度の運用状況について公表します。

■ 情報公開制度とは

情報公開制度とは、市が保有している情報を市民の皆さんに公開する制度です。市民と市政との信頼を確保し、公正で民主的な行政となるよう設けられている制度です。

▼平成 19 年度情報公開請求・決定件数

請求のあった部門	請求件数	公開	一部公開	非公開	文書不存在
市 長	市長公室	9	5	2	1
	総務部	14	7	5	1
	土木部	2	2		
	会計課	6	3	3	
監査委員		1	1		
消防長		1	1		
議 会		4	4		
合 計		37	23	10	2

■ 個人情報開示請求制度とは

市が保有する情報には、市民の皆さんに関する個人情報が含まれています。保有するご自身の個人

情報について開示請求、訂正請求、削除請求、利用中止請求を行うことができます。

▼平成 19 年度個人情報開示請求・決定状況

- ・請求件数…6 件（市長公室、総務部、会計課、監査委員、消防長、議会）
- ・決定内容…全開示 4 件、一部開示 2 件

▼市個人情報事務登録件数 （平成 20 年 4 月 1 日現在）

実施機関		件数	実施機関		件数
市 長	市長公室	16	教育委員会		98
	総務部	22	選挙管理委員会		18
	市民部	63	監査委員		2
	保健福祉部	65	農業委員会		5
	環境経済部	59	固定資産評価	審査委員会	2
	土木部	65			
	会計課	2	消防長		12
	水道事務所	13	議 会		3
	小 計	305	合 計		445



情報公開・個人情報開示請求の 手続きの仕方



◆ 請求書を実施機関へ提出

市長（両庁舎総務課）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者、消防長、議会

◆ 公開・非公開などを決定

原則請求を受けた日の翌日から14日以内に決定します。

◆ 公開が決定されると

公開する日時と場所が通知されます。閲覧・視聴、写しの交付を受けることなどができます。（コピー代や郵送料は請求者の実費負担となります。）

請求することができる方

● 情報公開請求の場合

次のいずれか（市内在住の方 / 市内に事務所または事業所のある個人や法人その他団体 / 市内に在勤在学の方 / 実施機関が行なう事務事業に利害関係のある方）

● 個人情報開示請求の場合

運転免許証、パスポートなどの身分証明となるものを持参すれば、ご自身の個人情報をご自身でも請求することができます。

実質赤字比率…市の一般会計と土地取得特別会計の赤字額が、市の地方税や地方交付税などの財源の規模に對しどのくらいの割合かを示しています。本市は黒字のため早期健全化基準の13.29％を下回っています。

連結実質赤字比率…市のすべての会計の赤字額合計が、市の地方税や地方交付税などの財源の規模に對しどのくらいの割合かを示しています。本市はすべての会計で黒字のため早期健全化基準の18.29％を下回っています。

実質公債費比率…市の一般会計、特別会計さらに一部事務組合における市の借入金の返済額に充てられる一般財源の額が、市の地方税や地方交付税などの財源の規模に對しどのくらいの割合かを示しています。本市は12.20％で、早期健全化基準の25.00％を下回っています。

将来負担比率…市の一般会計などが将来負担すべき実質的な負担額が、市の地方税や地方交付税などの財源の規模に對しどのくらいの割合かを示しています。将来負担の内容は、①市と一部事務組合の借入金の返済額、②契約などで将来の支払を約束している額、③平成19年度末に全職員が普通退職した場合の退職金の支給予定額、④土地開発公社の負債額、⑤一部事務組合などで赤字額がある場合の負担額などとなっています。本市は158.00％で、早期健全化基準の350.00％を下回っています。

資金不足比率…一般会計の赤字額にあたる、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計における資金不足額の事業規模に對する比率です。本市では、いずれの会計も余剰金があり、「資金不足比率」は算定されません。

◆ 納付がいかなかった場合
決定した実施機関に對して不服申立をするができます。

◆ 非公開となった場合
非公開の理由が通知されます。

◆ 実施機関
かすみがうら市情報公開審査会

諮問

答申

◆ 公開・非公開
などを決定

◆ 非公開
などの決定

◆ 公開の
決定

◆ どうしても納得
いかなかった場合
行政訴訟をするこ
とができます。

市の職員数・給与・勤務条件などをお知らせします

総職員課
 内線☎ 1533

市の職員数、給与、勤務条件などの概要についてお知らせします。

これは、地方公務員法の規定に基づき、年に1度公表することとを市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」で定めているもので、市民の皆さんに職員の任用や勤務条件などを理解していただくためのものです。

詳しくは、市のホームページ「行政情報」↓「人事行政」において、9月末までに公表します。

給与

①給与などの状況（4月1日現在）

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度
一 般 行 政 職	平均給料月額	331,500 円	332,500 円
	平均年齢	42 歳 3 月	42 歳 9 月
消 防 職	平均給料月額	335,200 円	329,500 円
	平均年齢	40 歳 8 月	40 歳 4 月

②初任給の状況（4月1日現在）

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度
行 政 職	大 学 卒	170,200 円	172,200 円
	短 大 卒	151,000 円	152,800 円
	高 校 卒	138,400 円	140,100 円
消 防 職	大 学 卒	195,000 円	197,200 円
	短 大 卒	173,300 円	175,400 円
	高 校 卒	156,200 円	158,100 円

③一般職の期末・勤勉手当支給割合

区 分	6 月期		12 月期	
	期末	勤勉	期末	勤勉
平成 19 年度	1.4 月	0.725 月	1.6 月	0.775 月
平成 20 年度	1.4 月	0.75 月	1.6 月	0.75 月

④経験年数別給料月額（標準的なもの／4月1日現在）

区 分		年数	平成 19 年度	平成 20 年度
行政職	大学卒	10 年目	266,200 円	250,800 円
		15 年目	309,800 円	288,900 円
		20 年目	338,100 円	322,600 円
	高校卒	10 年目	218,600 円	205,400 円
		15 年目	273,900 円	250,800 円
		20 年目	309,800 円	288,900 円

※平成 20 年 4 月 1 日から新たな昇格に関する基準を設け、それ以降の昇格に適用しています。

⑤特別職などの報酬などの状況（4月1日現在）

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度
給料月額	市 長	779,000 円	779,000 円
	副市長	592,000 円	532,800 円
	教育長	546,000 円	546,000 円
報酬月額	議 長	440,000 円	334,000 円
	副議長	400,000 円	285,000 円
	議 員	380,000 円	269,000 円
期末手当	6 月期	1.6 月	1.6 月
	12 月期	1.75 月	1.75 月

※市長の給料は、平成 20 年 1 月 1 日から 3 カ月間、上記の額から 20%の減額措置を講じました。

※副市長の給料は、平成 20 年 4 月 1 日から 3 カ月間、10%の減額措置を講じています。

※議長、副議長、議員の報酬は、平成 19 年 9 月 7 日に現行の額に改定されました。

職員数

①新規採用者数の状況

区 分	事務職員	消防吏員	業務員
平成 19 年度	－	4 人	－
平成 20 年度	4 人	4 人	－

②職員採用試験の実施状況（平成 20 年 4 月採用分）

職 種	応募者数	受験者数	採用者数
事 務	55 人	41 人	3 人
事務(身体障害者)	2 人	1 人	1 人
消 防 職	21 人	14 人	4 人

③退職者数の状況

区 分	定 年	勤奨など	計
平成 19 年度	4 人	14 人	18 人

④部門別職員数の状況（4月1日現在）

部 門	平成 19 年度	平成 20 年度
一般行政部門	336 人	329 人
教 育 部 門	55 人	51 人
消 防 部 門	83 人	84 人
公営企業など	40 人	40 人
計	514 人	504 人

①勤務時間（標準的なもの）

区 分	平成 19 年度
正規の勤務時間	1 週間あたり 40 時間
開始・終了時刻	開 始 8:30 ・終 了 17:30
休 憩 時 間	12:00 ～ 13:00

②年次有給休暇の状況（暦年）

区 分	平 均 付与日数	平 均 取得日数	平 均 取得率
平成 18 年	39.3 日	10.5 日	26.8%
平成 19 年	39.6 日	9.6 日	24.2%

※1 暦年あたり 20 日（20 日以内の残日数は繰り越し可）

③職員の分限・懲戒処分の状況

区 分	分限処分	懲戒処分
平成 19 年度	1 人	1 人

④職員の研修の状況

平成 19 年度の主な職員研修	修了者数
主事級職員研修	28 人
茨城県自治研修所などへの派遣研修	69 人
人事評価研修	334 人
情報管理研修	352 人
普通救命講習	38 人

⑤育児休業などの状況

区 分	平成 19 年度新規承認者
育児休業取得者数	9 人
介護休暇取得者数	0 人

勤務条件・その他

特別一斉滞納整理を実施します

市では、計画的・効率的な財政運営を図るため、市税などの徴収率向上や納税者の利便性を図り、財源の確保に取り組んでいます。

その一環として、10 月から「特別一斉滞納整理」を実施します。【管理職による一斉滞納整理】10 月～11 月(期間内土日含む) 22 班(1 班 2 人)で実施予定 【市民部内合同滞納整理】10 月～平成 21 年 1 月(期間内土日含む)

納税推進課・税務課・国保年金課職員 13 班(1 班 2 人)で実施予定 納期限内に納付ができない特別な理由があるときは、早めにご相談ください。滞納が続くと各種財産の差押などの行政処分が行われることがあります。 図納税推進課 ☎内線 1122

行政相談委員に相談してみよう

滞納処分の状況

平成 19 年度の差押件数	
不動産	148 件
預 金	14 件
給 与	1 件

平成 20 年度の差押件数	
不動産	72 件
預 金	20 件
給 与	2 件

(平成 20 年 8 月末現在)

ー 行政相談所を開設しますー

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者です。皆さんの身近な相談相手として、国・県・市などへの行政サービスに関連する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどに対応しています。 毎日の暮らしの中で、困っていること、望んでいることをお気軽にご相談ください。

◆開設日 10 月 20 日(月)

※事前予約不要・相談無料・秘密厳守。

◆場所・時間など

《船中節大相談委員の相談所》

・千代田庁舎 2 階第 2 会議室 午前 10 時～午前 11 時半

・働く女性の家 2 階相談室 午後 1 時半～午後 3 時

自宅 ☎029(831) 6665

《小松崎正衛相談委員の相談所》

・霞ヶ浦庁舎裏 2 階第 2 会議室 午前 10 時～午後 3 時

自宅 ☎029(896) 0283

※相談所以外でのご相談は、直接委員にお電話ください。

図広聴広報課 ☎内線 1152

行政書士会無料相談会のお知らせ

◆日時 10 月 25 日(土)午前 10 時～午後 4 時

◆会場 働く女性の家

◆相談内容 相続・遺言・法人

設立・営業許可に関するいっや、

農地転用許可・帰化・永住・在留資格変更・交通事故・権利義務・事実証明に関することなど。 図茨城県行政書士会 ☎029(305) 3731

司法書士無料法律相談のお知らせ

「法の国」にちなんで、県内各地で無料の相談会が開催されます。

◆日時 10 月 4 日(土)午前 10 時～午後 3 時

◆場所 石岡市役所本庁舎 1 階

会議室および土浦市亀城プラザ

◆相談内容 借金、土地・建物、

相続、裁判、会社などに関する

ご相談や登記相談

※県内の各司法書士事務所では、毎月第 2 水曜日の午後 1 時から午後 5 時まで、同様の無料相談を行なっています。

図茨城司法書士会

☎029(225) 0111

社会保険などの被扶養者だった方へ

※社会保険などの被扶養者だった方は、10 月から保険料を納めることとなります。ただし、被保険者となる月から 2 年間、保険料の均等割額が 5 割軽減されます。(所得割額は課されません)

※経過措置として平成 20 年 4 月～9 月の保険料は免除され、平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月の保険料は均等割額が 9 割軽減されます。(所得割額は課されません) 図国保年金課 ☎内線 1144



難病患者福祉金 申請受付のお知らせ

市では、難病患者の方の生活を支援することを目的に、難病患者福祉金を支給しています。該当される方は、指定の日時に申請をお願いします。

◆対象者Ⅱ土浦保健所から「一般特定疾患医療受給者証」または「特定疾患登録証」の交付を受け、かすみがうら市に住民登録されている方

◆支給額Ⅱ難病患者1人につき年額3万円

◆受付日時・場所

・10月9日(木)

あじさい館研修室2

・10月10日(金)

働く女性の家2階講習室

いずれも午前9時半から正午、午後1時から午後4時半

・指定の日以外は、10月中に社会福祉課窓口(千代田庁舎)で受け付けします。(土日祝日除く。)

◆申請に必要なもの

①難病患者福祉金支給申請書

②一般特定疾患医療受給者証または特定疾患登録証の写し

③受給者名義で振込先の口座番号がわかる預金通帳(※ただ

し、ゆうちょ銀行(郵便局)以外) ④印鑑

図社会福祉課 ☎内線1161

屋外広告物は許可が必要です

まちの良好な景観を作り出すため、屋外広告物の表示を行うには、原則として市町村長の許可を受けることが必要です。この許可には一定の基準(許可基準)があり、許可を受けるためには、許可の対象となる屋外広告物が許可基準を満たす必要があります。

許可が必要な屋外広告物を無許可のまま表示した場合、100万円以下の罰金が科せられます。

◆主な許可基準

・設置場所が鉄道の沿線や、道路の沿線、信号機付近などの「禁止地域」でないこと。
・街路樹や電柱、道路標識などの「禁止物件」に設置していないこと。

・広告物の面積、高さなどが一定の基準を満たしていること。
許可には有効期間(最長3年)があります。一度許可を受けた広告物でも、有効期間の経過後

に引き続き設置するには、更新許可の手続きが必要です。有効期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除去命令の対象になりますのでご注意ください。

図都市整備課 ☎内線2605

「完了検査」を受けて安全な建築を

建築確認を受けた建築物が完成した際は、完了検査を受けることになっています。この検査は、建築物の強度や避難などの基本的な性能が建築基準法に適合しているかを法定の機関が現地で確認するものです。

◆検査を受けるには

1 工事が完了した時に、「完了検査申請書」を都市整備課または指定確認検査機関へ提出してください。

2 検査後に発行される「検査済証」は、建築物の安全性が確認された適合建築物の証しとなります。建築物の売買や融資を受ける際に提示を求められることでもありますので大切に保管してください。

図県南地方総合事務所建築指導課 ☎029(822)8519

求む！意欲ある農業の担い手

市では、平成20年度第3回農業経営改善計画(認定農業者)の認定申請を受け付けています。

これは、意欲ある農業者を市が認定農業者として認定することで、経営安定対策や制度資金の利用など、農業経営の改善に向けた支援を円滑に行うための制度です。次の条件の全てを満たす方であれば、専業・兼業の別や経営規模の大小に関わらず認定を受けることができますので、ご検討ください。

◆認定の条件Ⅱ

・満16歳以上で経営改善に意欲のある農業者
・農業従事日数が150日以上であること
・米の生産調整を達成していること

◆受付期限Ⅱ9月30日(火)

図農林水産課 ☎内線2504



平成21年 成人式開催のお知らせ ～1月11日(日) 千代田公民館～



がうら市の成人式に出席ができます。希望の方は、成人者の住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別を下記まで連絡してください。

図生涯学習課(あじさい館内) ☎内線 3022
〒300-0134 かすみがうら市深谷 3719-1

- ◆日時 平成21年1月11日(日)
受付 12:00 ～ 開式 13:00 ～
- ◆場所 千代田公民館講堂
(上佐谷 991-5 ☎0299-59-5252)
- ◆内容 式典、記念撮影

かすみがうら市で 成人式を希望される方へ

来春の成人式に該当する方は、昭和63年4月2日から平成元年4月1日まで生まれの方です。住民登録されている方には、成人式開催の通知をします。(12月中旬になっても通知が届かない場合は、問い合わせください。)

また、住民登録がない方でも、かすみ

普通救命講習会Ⅰ・Ⅱ 受講生を募集

私たちは、いつ、どこで突然のけがや病気で呼吸や心臓が止まってしまつかかりません。何の応急手当も受けず放置されれば、救命(社会復帰)の確率は極めて低くなります。

消防署では、いざという時、正しい応急処置が行えるように、AED(自動体外式除細動器)の使い方を含めた講習会を開催します。

◆日時Ⅱ11月15日(土)

午前8時45分受け付け開始

・普通救命講習会Ⅰ

午前9時から正午

(内容Ⅱ心肺蘇生法やAEDの使用方法を学びます。)

・普通救命講習会Ⅱ

午前9時から午後1時

(内容Ⅱ普通救命講習会Ⅰの内容にAEDに関する知識の確認と実技の評価が加わったもの。)

◆場所Ⅱかすみがうら市消防本部東消防署

◆募集人数Ⅱ合わせて20人(定員になり次第締め切り)

◆対象者Ⅱ市内在住、在勤、在学の方(高校生以上)

図・西消防署救急担当

☎0299(59)5111

・東消防署救急担当

☎029(897)0119

★文部科学大臣奨励賞 はしおかくらりす 橋岡 久風梨鈴さん (宍倉小6年)

全国小中学校環境教育研究会主催の第12回目となるコンクールの小学校の部で見事文部科学大臣奨励賞に輝きました。



ケーキ屋さんをまわって集めた卵の殻に色を塗り、砕いたものを貼り付けた力作

県南生涯学習センターからのお知らせ

天章堂講座デジカメ写真を楽しもう！ ～デジカメ撮影とパソコン編集～ 受講生募集

- ◆日時 11月9日(日)から12月21日(日)までの毎週日曜日
午後1時半～午後4時半
(初回は午後2時から)
- ◆場所 県南生涯学習センター(ウラビル6階)
- ◆定員 30人(定員を超えた場合は抽選)
- ◆受講料 5,000円(別途教材費1,500円)
- ◆申込期限 10月24日(金)まで
- ◆申込方法 往復はがき、FAX、メール、ホームページなどでお申し込みください。
- ☎ 図県南生涯学習センター 天章堂講座係
☎029-826-1722 FAX029-826-1728
HP http://www.kennan.gakusyu.ibk.ed.jp

生涯学習課からのお知らせ

(図内線 3023)

あじさい館ホール展示ケースの 展示スケジュール

- ◆9月30日(火)～10月25日(土)
・あみもの展(手編み同好会こすもす&なでしこ)
・50艘の帆引き船模型展示(帆引き船フェスタボランティア)
- ◆11月1日(土)～11月9日(日)
国民文化祭帆引き船フェスタ特別展示
- ◆11月11日(火)～11月30日(日)
陶芸展「炎の力」(千代田やきもの同好会)
- ◆12月2日(火)～12月28日(日)
・平成19年度市内遺跡発掘調査報告展
・帯の華、花結び展(装道礼法きもの学院認可教室)
※あじさい館休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日のときはその翌日)

ノーマイカーデーいばらき (10月の水曜日に実施)

電車やバス、タクシーといった、これまで地域の貴重な足であった公共交通は、自動車社会の進展、少子高齢化などの影響により利用者が年々減少し、縮小されています。

しかし、地球温暖化や高齢化社会の進行、エネルギー問題などの解決に向けて、あらためて公共交通の有効性や、「かしこいクルマの使い方」が注目され始めています。

◆このため、県内全市町村と県、交通事業者および関係団体により構成する「茨城県公共交通活性化会議」では、昨年に引き続き、通勤時のマイカー利用自粛に取り組み「ノーマイカーデーいばらき」を、10月の各水曜日を対象日として実施することとしましたので、是非この機会に取り組みをお願いします。

◆事業所を募集Ⅱ現在この取り組みに参加いただける事業所を募集していますので、希望される事業所の方は、事務局までお問い合わせください。

県企画課交通対策室

☎029(3001)2536

HP <http://www.koutsu-ibarakijp>

小学校就学相談のお知らせ

来春、小学校に入学するお子さんについて、毎月1回専門の相談員による就学相談を無料で行なっています。

◆対象

・入学に向けて、お子さんに発育の遅れがあるのではと心配のある方

・入学後の生活面や学習面の配慮について相談したい方

◆予約Ⅱ事前に予約が必要となりますので、電話にて問い合わせください。

国学校教育課

☎029(898)2016

霞ヶ浦聾学校 学校公開のお知らせ

聴覚障害児が学習する場である聾学校を参観していただき、聴覚障害についての理解と、さらなるご協力をいただくことを目的に開催されます。

◆日時Ⅱ11月7日(金)午前9時

受付～午後零時20分

◆会場Ⅱ県立霞ヶ浦聾学校(阿見町上長3-2)

◆内容Ⅱ学校概要説明、授業参観、施設見学

◆対象Ⅱどなたでも

◆参加費Ⅱ無料

◆申し込みⅡ10月24日(金)までに電話またはFAXで事前に申し込みください。

国茨城県立霞ヶ浦聾学校

☎029(889)1555

☎029(889)2413

特別慰労品受付は 平成21年3月まで

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、「特別慰労品」を贈呈しています。(ご遺族の方は対象とはなりません)「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していた戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

◆申込方法Ⅱ請求書などが市社会福祉課千代田庁舎の窓口にあります。未請求の方は、早急に申請してください。

国独立行政法人平和祈念事業特別基金

☎0120(234)933

マリッジサポーターを募集

茨城県では、地域の世話役として、若者の出会いの相談や仲介、いばらき出会いサポートセンターのピーアールなどをボランティアで行なっていたたくさんの方を「マリッジサポーター」として募集しています。詳しくはお問い合わせください。

◆応募条件Ⅱ県内在住の20歳以上の方

◆活動期間Ⅱ登録の日から2年間(更新可能)

国茨城県子ども家庭課

☎029(3001)3261

10月1日誕生 日本政策金融公庫

国民生活金融公庫は、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、「株式会社日本政策金融公庫」(略称:政策公庫)となります。

この度の統合により、国の教育ローンについては、ご融資対象の範囲が縮小されますが、小企業のみなさまへの小口融資

や、創業支援などの事業資金融資(マル経融資(経営改善貸付)、生活衛生資金貸付を含みます。)恩給や共済年金などを担保とする融資は、そのまま政策公庫に引き継がれます。

国国民生活金融公庫 土浦支店

☎029(822)4141

法務総合相談所開設のお知らせ

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護など法務局の取り扱う業務全般について、法務局職員と人権擁護委員が相談に応じます。

◆日時Ⅱ10月5日(日)午前10時から午後4時(受付は午後3時まで)

◆場所Ⅱ土浦市社会福祉センター(ウララビル4階)

◆相談内容Ⅱ境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、サラ金の取り立て問題、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ など

◆料金Ⅱ無料

国水戸地方法務局総務課

☎029(227)9911

有料広告欄

有料広告欄